

相模原市患者等搬送事業認定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、緊急性を要しない患者(以下「患者等」という。)を、ベッド等を備えた専用車(以下「患者等搬送用自動車」という。)を用い、医療機関及び社会福祉施設に搬送する事業(以下「患者等搬送事業」という。)に係る一定の基準を定めて、同基準に適合する患者等搬送事業を認定するために必要な事項を定めるものとする。

(患者等搬送事業基準)

第2条 患者等搬送事業の基準は、相模原市患者等搬送事業基準によるものとする。

(認定)

第3条 市内に事業所を有する患者等搬送事業者(以下「事業者」という。)で患者等搬送事業の認定を受けようとする者は、患者等搬送事業認定(更新)申請書(第1号様式)に乗務員名簿(第2号様式)及び患者等搬送用自動車届(第3号様式)を添えて相模原市消防局長(以下「消防局長」という。)に申請しなければならない。

2 消防局長は、前項の申請があったときは、基準に適合していると認めた事業者(以下「認定業者」という。)に患者等搬送事業認定通知書(第4号様式)により通知するとともに、患者等搬送事業者認定マーク(第5号様式)及び患者等搬送用自動車認定マーク(第6号様式。以下「認定マーク」という。)を交付するものとし、適合していないと認めた事業者に患者等搬送事業(自動車)否認通知書(第7号様式)にその理由を記入し、通知するものとする。

3 患者等搬送用自動車の増車等により前項に規定する認定マークを必要とする認定業者は、患者等搬送用自動車認定マーク交付申請書(第8号様式)に乗務員名簿及び患者等搬送用自動車届を添えて消防局長に申請しなければならない。

4 消防局長は、前項の申請があったときは、基準に適合していると認めた認定業者に患者等搬送用自動車認定マーク交付通知書(第9号様式)により通知するとともに、認定マークを交付するものとし、適合していないと認めた認定業者に患者等搬送事業(自動車)否認通知書にその理由を記入し、通知するものとする。

(認定の有効期間)

第4条 認定の有効期間は、認定マークの交付日の翌日から起算して5年とする。

ただし、有効期間内に次条の規定により更新した場合は、更に5年間有効とし、

それ以降も同様とする。

(認定の更新)

第5条 認定業者は、認定の有効期間の満了後も引き続き認定を受けようとするときは、有効期間が満了する日の3か月前から満了する日までに、患者等搬送事業認定(更新)申請書に乗務員名簿及び患者等搬送用自動車届を添えて消防局長に更新の申請をしなければならない。ただし、更新に伴い乗務員の変更及び患者等搬送用自動車の構造等の変更がない場合については、患者等搬送事業認定(更新)申請書のみとすることができる。

2 消防局長は、前項の申請があったときは、相模原市患者等搬送事業基準に適合していると認めた事業者には患者等搬送事業認定通知書により通知するものとし、適合していないと認めた認定業者に患者等搬送事業(自動車)否認通知書にその理由を記入し、通知するものとする。

(認定の失効)

第6条 認定は、次の各号のいずれかに該当するときは、その効力を失うものとする。

(1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)に定めるところにより、国土交通大臣の免許が取り消され、又は失効したとき。

(2) 患者等搬送事業を廃止したとき。

(3) 認定の有効期間が満了したとき。

(認定の取消し)

第7条 消防局長は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

(1) 認定業者が基準を遵守しないとき。

(2) 認定業者が患者等搬送事業の遂行にあたって、重大な事故を発生させたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、認定を継続することが不相当と判断されるとき。

2 消防局長は、前項の規定により認定を取り消したときは、患者等搬送事業認定取消通知書(第10号様式)にその理由を記入し、事業者に通知するものとする。

(認定マークの返還)

第8条 第6条の規定に基づき認定が失効し、又は前条第1項の規定に基づき認定を取り消された事業者は、認定失効届出書(第11号様式)に認定マークを添えて速やかに消防局長に届け出なければならない。

2 患者等搬送用自動車を患者等の搬送の用に供しなくなった認定業者は、患者等搬送用自動車認定解除届(第12号様式)に当該自動車に貼付した患者等搬送用自動車認定マークを添えて速やかに消防局長に届け出なければならない。

(認定業者の調査)

第9条 消防局長は、認定業者に対し、相模原市患者等搬送事業基準の履行状況等について調査するものとする。

(患者等搬送乗務員適任証の交付)

第10条 消防局長は、相模原市消防局等が行う患者等搬送乗務員講習を修了した者は、患者等搬送乗務員適任証(第13号様式。以下「適任証」という。)の交付するものとする。ただし、次の各号のいずれか等に該当する者が適任証の交付を受ける場合は、患者等搬送乗務員適任証交付申請書(第14号様式)に、資格証等の写しを添えて消防局長に申請しなければならない。

(1) 消防法施行令(昭和36年政令第37号)第44条第5項第1号に定める救急業務に関する講習課程の修了者

(2) 医師、看護師、准看護師、保健師、助産師、医学士、看護学士、救急救命士その他患者等搬送乗務員講習を修了した者と同等以上の知識及び技術を有すると消防局長が認めた者

(適任証記載事項等の変更)

第11条 適任証の交付を受けた者は、氏名、住所又は勤務先を変更したときは、患者等搬送乗務員適任証変更申請書(第15号様式)に適任証を添えて消防局長に申請しなければならない。

2 消防局長は、前項の規定に基づく申請があったときは、適任証の備考欄に変更内容、変更日等を記入し、返却するものとする。

(写真の更新)

第12条 適任証の交付又は前回の写真の更新から10年が経過した場合は、その経過後に受講する患者等搬送乗務員再講習(以下「再講習」という。)時に写真の更新を行うものとする。

(適任証の有効期間)

第13条 適任証の有効期間は、交付の日から起算して2年間とする。ただし、有効期間が満了する日の9か月前の月の初日から満了する日の間に再講習を受講した場合は、更に2年間有効とし、それ以降も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず適任証の有効期間の満了日の3か月後の月の末日までに再講習を受講した場合は、当該受講した者の適任証を当該満了日から2年間有効とする。

(講習)

第14条 消防局長は、次の講習を行うものとする。

(1) 患者等搬送乗務員講習

	課 目	時限数
講習内容 ・時間	総論	1
	観察要領及び応急措置(AED含む。)	13
	体位管理要領	2
	消防機関との連携要領	2
	車両資器材の消毒及び感染防止要領	2
	搬送法	2
	修了考査	2
	合 計	24
講 師	講師は、次のいずれかに該当する者とする。 1 救急隊長として3年以上の実務経験を有する者で、消防局長が適任と認めたもの 2 消防大学校の救急科課程の修了者で、消防局長が適任と認めたもの 3 応急手当指導員の資格を有する者のうち、応急手当の指導に関して高度な知識、技能と十分な経験を有するもの 4 その他、消防局長が適任と認めた者	
修了考査	講習内容に応じた実技試験及び筆記試験を実施する。	
講習方法	集合研修(講習時間のうち8時限は自宅学習)	
受講対象者	1 相模原市内の患者等搬送事業所に勤務している者 2 相模原市消防局認定の患者等搬送事業者として、認定申請を前提に適任証の取得を希望する者	
備 考	1 課目の1時限は、45分とする。 2 消防局長は、必要と認める場合、講習内容、講習方法、講習時間等を変更することができる。	

(2) 患者等搬送乗務員再講習

	課 目	時限数
講習内容 ・時間	観察要領及び応急措置(AED含む。)	2
	体位管理要領	1
	合 計	3

講 師	<p>講師は、次のいずれかに該当する者とする。</p> <p>1 救急隊長として3年以上の実務経験を有する者で、消防局長が適任と認めたもの</p> <p>2 消防大学の救急科課程の修了者で、消防局長が適任と認めたもの</p> <p>3 応急手当指導員の資格を有する者のうち、応急手当の指導に関して高度な知識、技能と十分な経験を有するもの</p> <p>4 その他、消防局長が適任と認めた者</p>
講習方法	集合研修
受講対象者	既に有効な適任証の交付を受けている者で、相模原市内の患者等搬送事業所に勤務しているもの
備 考	<p>1 課目の1時限は、45分とする。</p> <p>2 消防局長は、必要と認める場合、講習内容、講習方法、講習時間等を変更することができる。</p>

2 事業者は、乗務員に前項に定める講習を受講させようとするときは、講習受講申請書(第16号様式)により消防局長に申請しなければならない。

3 消防局長は、前項の申請があったときは、受講票(第17号様式)を交付するものとする。

(再交付の申請)

第15条 認定業者又は消防局長から適任証の交付を受けた者は、認定マーク又は適任証を紛失し、滅失し、汚損し、若しくは破損したときは、認定マーク(適任証)再交付申請書(第18号様式)により消防局長に申請することにより、当該認定マーク又は適任証の再交付を受けることができるものとする。

(認定業者の責務)

第16条 認定業者は、相模原市患者等搬送事業基準を誠実に履行しなければならない。

2 認定業者は、患者等搬送事業の実施状況に関し、消防局長から求めがあったときは、消防局に報告するものとする。

(届出等)

第17条 認定業者は、患者等搬送事業の全部又は一部を休止したときは、患者等搬送事業休止届出書(第19号様式)により消防局長に届け出なければならない。

2 認定業者は、患者等搬送事業の遂行に当たって、重大な事故を発生させたときは、患者等搬送事業事故発生報告書(第20号様式)により直ちに消防局長に報告しなければならない。

3 認定業者は、第3条の規定により申請した内容を変更したときは、患者等搬送事業認定変更届(第21号様式)に、変更内容を確認できる資料を添えて消防局長に届け出なければならない。

(委任)

第18条 この要綱の施行について、必要な事項は消防局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前の相模原市患者等搬送事業認定要綱第10条の規定により交付されている患者等搬送乗務員適任証は、改正後の相模原市患者等搬送事業認定要綱(以下「新要綱」という。)第12条の規定により写真の更新を行うまでの間、新要綱第10条の規定により交付された患者等搬送乗務員適任証とみなす。